

今井地区 地域づくりセンター だより With 町会連合会

Vol. 2
2025年5月



農業が売いの今井 しかし 担い手は減っています！

・販売農家は10年間で2割減
(H22) 326戸 → (R2) 264戸

- ・定年延長
- ・農家の高齢化
- ・農地の荒廃化
- ・空き家の増加

10年後の今井は どんな今井ですか？

★ 松本市では… 「農業の課題解決プラットフォーム」を設置して2つの課題に取り組んでいます。(令和5年11月～)

① 新しい農業の発信地・松本の売り込み

② 個性を生かした中山間地の再生・活用

今井から課題①に取り組む皆さんが
「**松本農未来プロジェクト**」です。

- 農業参入を進め元気な産地を維持するには？
・農業に関心を持ってもらう → 全国に産地をPR
・実際に来て、見て、体験して、楽しんでもらう
- 農業と観光をセットに体験ツアーの実施へ！

代表 **横山 竜大** (中沢)
*松本市農業委員会
農地利用最適化推進委員

- 会員12人
・石丸 哲弘 (下新田)
・江連 正文 (中沢)
・田中 竜憲 (中沢)
・上條 尚仁 (堂村)
・田中 光太郎 (下新田)
・三村 匠弥 (上新田)
・JA担当理事
・農業委員
・(株)今井恵の里 (駅長)
・松本ものづくり産業支援センター担当者 ほか

- 協力者の皆様
・松本観光コンベンション協会
・JA今井支所
・行政 (県、市)

◇ 今年 農業観光ツアーを開始します！

- <内容> ○ 農業に目覚めるきっかけとして“コア”で“リアル”な農業体験を
- <予定> 5～7月 予備ツアー (試験的→田植え、摘果など)
5～6月 募集開始
9～11月 ツアー本格実施 (ぶどう・りんご全4回)
・現場の“農業テクノロジー”など体験
- <目標> ○ 農業の応援団を作る、増やす
○ 空港立地を活かしインバウンド需要などの取込みも
○ 産地案内のアテンド養成も順次行う

→ 将来の担い手確保を目指して

求めます ☞

今後、さらに体験メニュー (長芋、レタス、スイカなど) を増やし、産地のPRを強化していきたいと思っております。農家の皆さん、担い手を増やす活動に加わりませんか？ 【連絡先：今井地区地域づくりセンター】



今井の農業に関心を持ってもらいたい。
 ☆輝く農業にしたい!

どうやって?

今年、新たなチャレンジとして“農業観光”始めます。

なぜ農業観光なのか?

多くの人々に今井の農業を体験してもらい、**新たな発想の新規参入者を増やしたい**から。

全国から選ばれる産地となることこそが**今井農業発展のカギ**です。

その手段の一つとして“農業観光”ではないか? と考えました。

まずは現場の**スマートな技術**に触れてもらうことから!

募集広告イメージ

開催日：2025年

- ① 9月 ● 日() ② 9月 ● 日() ③ 10月 ● 日()
- ④ 10月 ● 日() ⑤ 11月 ● 日()

計5回
 参加人数 各日
 2~20名

- 料金
- 定員
- 注意事項
- 申込み

◇ 松本市新規就農者育成対策事業

- 平成13年から始まった事業でこれまで22期生まで受入れ
- 市とJAが共同出資して新規就農者を育成
- 移住者を含む意欲ある就農希望者に実践的な研修を提供
- 就農希望者は里親農家の下で3年間研修を受け独立
- これまでの実績は次のとおり

研修生の数 (第1期~第22期)		
市全体	うち今井地区	主な研修品目
		54人

そのため我々は **deep** な“農業観光”を進めます。

～昨年10月に行った「試験ツアー」の様子～



園主の思いを説明



草刈り実演

スマート機器によるブドウの選果



高所作業車へ試乗



お昼は豚汁と塩むすび



♡りんご試食

いつまでも農業が盛んな“今井”であってほしい。
◇ 今井地区町会連合会はこの取り組みを支持します。

(急募) 新規就農者向けの住宅ありませんか！

- ・ 来年3月に里親研修を終え**新規就農する予定のご夫婦**が、**今井での就農**を考えています。しかし……？
- ・ 農地は確保できても、**適当な住宅や作業場が見つかりません。**
- ・ **活用(売買又は賃貸借)できる空き家等**がありましたら、**地域づくりセンター**まで情報をお寄せください。

新規就農者 住宅支援事業

家賃補助 最大2万円

空き家 リフォーム補助 最大90万円 ※ 家財処分もOK

空き家 購入補助 最大15万円

農業は家と農地で営むもの

農地の近くで住居を確保したい新規就農者と、そんな新規就農者に対して空き家を売りたい・貸したい所有者を、松本市農政課は支援します。

お気軽にお問い合わせください。

対象イメージ

01 家賃	02 リフォーム	03 購入
農業研修生 または 認定新規就農者		
空き家の所有者		
賃貸借契約	売買契約	

市の住宅活用支援策

事業概要

市内で新たに就農する者の住宅に関する経費（家賃、空き家の改修・取得）について、予算の範囲内で補助金を交付

補助対象者

1. 長野県農業大学校研修部の農業研修生（新規就農里親制度の研修生）
2. 青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
3. 上記の農業研修生・認定新規就農者と契約する空き家の所有者（改修と家財処分のみ）

要件・留意事項

- 補助対象不動産に3年以上、新規就農者が居住すること（空き家の改修・家財処分・取得の場合）
- 空き家改修や取得補助は契約日から1年以内の申請のみ対象
- 二親等以内の親族間の不動産賃貸借契約、不動産売買契約は対象外
- ※ この他にも留意事項がありますので詳細は地域づくりセンターにお尋ねください。

補助内容	区分	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助期間・回数
家賃補助		・ 家賃 (敷金、礼金、共益費等を除く)	50%	・ 月額1万円 【子育て世帯】 ・ 月額2万円	・ 36月を限度とし、経営開始3年以内まで。 (他自治体等の家賃補助を受けた月数は減ずる)
空き家改修 家財処分		・ 空き家のリフォーム工事費用 ・ 家財等処分費用 (消費税含む)	50%	・ 60万円 【子育て世帯】 ・ 子1人につき10万円 加算し、最大90万円	・ 同一物件につき、1回限り ・ 賃貸借契約または売買契約日から1年以内
空き家取得		・ 購入費用 (消費税含む)	50%	・ 15万円	・ 売買契約日から1年以内 ・ 同一補助対象者につき、1回限り

※【子育て世帯】とは、高校3年生までの子がいる世帯で、母子健康手帳により確認できる胎児も含まれます。